

## ○立田山野外保育センター設置規則

(設置)

第1条 一般社団法人熊本市保育園連盟（以下「連盟」という。）は、主に就学前児童の心身の健康と豊かな個性を育むことを目的とし、子どもが自然の中でのびのびと遊び、心のふれあいを通して思いやりと人間的豊かさ、さらに生きる力と知恵を持ったたくましい肥後っ子を育てるため野外保育センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 野外保育センターの名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
児童遊園 立田山野外保育センター	熊本市北区龍田陳内1丁目5番66号

(事業)

第3条 立田山野外保育センター（以下「センター」という。）は、第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 集団宿泊に関すること。
- (2) 野外活動、レクリエーションに関すること。
- (3) 自然観察に関すること。
- (4) その他センター設置の目的を達成するために必要な事業。

(審議会)

第4条 センターの運営に関し意見を聴くため、立田山野外保育センター審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第5条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(利用者の範囲)

第6条 センターを利用することができる者は、主に就学前児童及びその引率者とし、熊本市在住者を優先することとする。

2 宿泊を希望する場合は、責任者が同伴する概ね4歳以上の児童の団体（保育園、幼稚園、児童福祉施設、子育てサークル等）とする。

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとするものは、あらかじめ連盟理事長（以下「理事長」という。）の許可を受けなければならない。

2 利用許可の申請その他利用手続き等については、別に定める。

第8条 理事長は、利用の目的、方法等次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、前条の許可をしない。また、既にした許可を取消し、又はその利用を停止することができる。

- (1) センターの設置目的に反すると認められるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 伝染性疾患及びその疑いがあると認められるとき。
- (4) 故意に危害を加える疑いがあると認められるとき。
- (5) その他管理運営上支障があると認められるとき。

2 前項の許可を取消し又は利用の停止等によって利用者が損害を受けても、理事長はその責を負わない。

(休所日)

第9条 センターの休所日は次の各号に掲げる日とする。ただし、理事長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(利用料)

第10条 センターの利用料は、施設利用料、付帯設備利用料及び備品等利用料とする。

- 2 施設利用料は、別表1のとおりとする。
- 3 施設利用料は、前納とする。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
- 4 理事長は、特に必要があると認めるときは、第1項の利用料を減免することができる。
- 5 既納の利用料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
- 6 付帯設備、備品等の利用料は、別に定める。

(損害賠償)

第11条 利用者は、センターの施設、設備等を毀損し、または滅失したときは、すみやかにこれを原状に復するか、または理事長が認定する額を賠償しなければならない。ただし、理事長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委 任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

(補 則)

第13条 この規則を変更しようとするときは、理事会において過半数の同意を必要とする。

附 則

この規則は、平成14年1月9日から施行する。

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

この規則は、一般社団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

	室内の利用料		屋外の利用料
	宿泊、1泊当たり	日帰り、1回当たり	
連盟会員	1人 800円	1人100円	無 料
会員外	1人1,200円	1人150円	無 料

※宿泊利用の最低施設使用料は、10名の場合を原則とする。